



東邦化学工業株式会社

証券コード：4409

第88回

定時株主総会

招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）



場所

東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋
D・E会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 4409
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)
東京都中央区明石町6番4号



東邦化学工業株式会社

代表取締役社長 **中崎 龍雄**

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイト「第88回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://toho-chem.co.jp>)

上記当社ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を順に選択の上、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

①東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名(東邦化学工業)又は証券コード(4409)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

②株主総会ポータル

(<https://www.soukai-portal.net>)

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトアクセスして、議決権行使書用紙に記載のID・初期パスワードを入力の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時（開場午前9時15分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋D・E会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記に掲載している各ウェブサイトにてその旨並びに修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 連結注記表
 - ・ 個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分まで

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

● 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分到着分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（開場午前9時15分）

開催場所 ベルサール東京日本橋 D・E会議室

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月25日（水）
午後5時15分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当の充実と内部留保の重視の両者をバランスさせていくことを利益配分の基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績等の状況を総合的に勘案した結果、2025年3月期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	▶	金 銭
② 配当財産の 割当てに関する事項 及びその総額	▶	当社普通株式1株につき……金20円 配当総額………420,559,700円
③ 剰余金の配当が 効力を生じる日	▶	2025年6月27日

第2号議案

取締役1名選任の件

取締役綾部収治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

あやべ しゅうじ
綾部 収治

(1956年3月15日生)

所有する当社株式の数 | 5,000株



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年4月	株式会社みずほコーポレート銀行不動産ファイナンス営業部長
2007年4月	同行執行役員営業第十七部長
2009年4月	同行常務執行役員営業担当役員
2011年3月	昭栄株式会社（現ヒューリック株式会社）取締役専務執行役
2012年6月	芙蓉総合リース株式会社専務取締役専務執行役員
2014年6月	同社代表取締役専務
2015年6月	みずほファクター株式会社代表取締役社長
2019年6月	当社取締役（現任）
2022年3月	株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当社取締役会及び各委員会（役員人事諮問委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会）において当該視点から積極的な発言をいただいております。当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 綾部収治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 綾部収治氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、現在、社外取締役である綾部収治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、綾部収治氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、綾部収治氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年6月26日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 綾部収治氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 綾部収治氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 綾部収治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 綾部収治氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役田中祥雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

た な か よ し お
田中 祥雄

(1955年9月8日生)

所有する当社株式の数 | 14,100株



再 任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2004年 4月 当社情報管理部次長
2006年 4月 当社内部監査室長代理
2008年 8月 当社内部監査室長
2021年 6月 当社常勤監査役（現任）

選任理由

入社以来、研究開発・経営企画・情報管理・内部監査部門の業務を経験し、特に内部監査部門では内部監査室長兼コンプライアンス・リスク管理委員会委員・事務局長として当社の内部統制システム構築及びその運用を牽引してまいりました。これらの幅広い業務経験を通じてメーカーのリスク管理等に精通していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会に対する監査機能の強化を図る上で適任と判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 田中祥雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、田中祥雄氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、田中祥雄氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年6月26日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほし だいすけ
星 大介

(1979年8月27日生)

所有する当社株式の数

0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
2005年10月 東京八丁堀法律事務所入所
2013年9月 Gibson, Dunn & Crutcher LLP ワシントンDCオフィス勤務
2014年5月 ニューヨーク州弁護士登録
2018年11月 出光興産株式会社法務部勤務
2022年5月 弁護士知財ネット事務局長 (現任)

選任理由

弁護士として法務に関する専門的な知識と経験を有しております。なお、星氏は会社経営に関与したことはありませんが、会社法をはじめ企業法務に精通しており、また国際弁護士として海外法務にも明るいことから社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 星大介氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 星大介氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、本議案が原案どおり承認可決され、星大介氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、星大介氏の間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、星大介氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 星大介氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 星大介氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 星大介氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 星大介氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

(ご参考) 株主総会後の役員のスキルマトリックス

氏名		取締役・監査役が有する知識・経験・能力							
		企業経営 経営戦略	ガバナンス 法務	財務 会計	IT テクノロジー	多様性 国際性	営業	研究開発	生産
取 締 役	中崎 龍雄	○	○	○		○	○		
	永岡 幹人	○				○	○		
	脇田 雅元				○				○
	中野 憲一				○	○		○	
	下田 晴久				○		○	○	
	池田 亮					○		○	
	川崎 正一	○	○	○	○		○		
	越坂 誠一	○				○		○	○
	綾部 収治	○	○	○		○	○		
	川越 弘三	○	○	○		○	○		
監 査 役	田中 祥雄		○	○	○			○	
	関 貴志		○	○		○	○		
	三浦 芳美	○	○	○	○	○	○		

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営 経営戦略	事業環境が大きく変化する中で持続的な成長戦略を策定するには、企業経営の経験を持ち、経営戦略を思考できることが必要である。
ガバナンス 法務	社内のコーポレートガバナンスを徹底し、お取引先、株主、進出先等あらゆる関係者から信頼される企業になるために法務に関する幅広い知識・経験が必要である。
財務 会計	正確な財務報告はもちろん、成長投資の推進と財務戦略の策定には財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
IT テクノロジー	IT化の推進や新たなソリューションを経営に活かし、成長のスピードを加速させるためにはIT・テクノロジーに関する知識が必要である。
多様性 国際性	成長戦略の策定及び経営の監視・監督には、様々な職歴や海外での経験等を通じて得た知識・経験が必要である。
営業	時代のニーズやお客様の要求をいち早く取り込み、持続的成長とともに製品を通じて社会に貢献するためには営業に関する知識・経験が必要である。
研究開発	他社にはない高付加価値で競争優位性の高い製品を世に送り出し、持続的に成長するためには研究開発に関する知識・経験が必要である。
生産	お客様へ高品質の製品を安全で安定的に供給し続けるためには、生産に関する知識・経験が必要である。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げが個人消費を下支えし、設備投資にも持ち直しの動きが見られることから、緩やかな回復基調で推移しております。一方、世界経済においては、米国の保護主義的な通商政策による影響や中国経済の回復の遅れ、地政学リスクの高まりなど数多くの懸念材料があり、先行きは不透明な状況が続いております。

化学業界におきましては、半導体市況が底打ちし、半導体市場向け製品の販売が回復基調に転じるなどの好材料はあるものの、石油化学製品を中心に中国の景気低迷による影響が長期化しており、厳しい状況が続いております。

このような経営環境下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、国内と海外との原料調達価格差が拡大する中、香粧原料の大口ユーザー向け販売が、安価な輸入品への調達切り替えにより大幅減となった一方、半導体市況の回復に伴う電子情報産業用の微細加工用樹脂の大幅な増収、加えて石油添加剤、石油樹脂、アクリレート等の販売回復により、前期比3,016百万円、6.0%増収の53,613百万円となりました。

損益面につきましては、増収による収益効果に加え、売上構成の変化等に伴い利益率が改善したことや、連結子会社である東邦化学（上海）有限公司が3億円を超える営業利益を計上し、赤字であった前期から大幅に業績を改善したことなどにより、営業利益は前期比1,044百万円増益の1,815百万円、経常利益は前期比1,009百万円増益の1,753百万円となりました。また、投資有価証券売却益の発生等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比997百万円増益の1,543百万円となりました。

	第87期 (2024年3月期)	第88期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	50,596	53,613	3,016	6.0
営業利益	771	1,815	1,044	135.4
経常利益	743	1,753	1,009	135.8
親会社株主に帰属する当期純利益	546	1,543	997	182.4

セグメント別の状況は次のとおりです。

界面活性剤

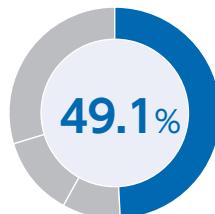
売上高

263億7百万円 (前期比4.6%減)

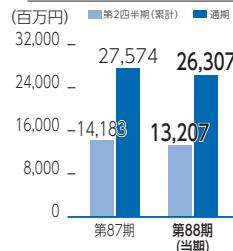
セグメント利益

7億37百万円

売上高構成比



売上高



セグメント利益



香粧原料は、一般洗浄剤の大口ユーザー向け販売の減少により約15億円の大規模な減収となりました。プラスチック用添加剤は、帯電防止剤等の販売が回復し増収となりました。土木建築用薬剤は、建設市場の停滞等によりコンクリート用関連薬剤の国内販売が低調で減収となりました。農薬助剤は、海外向けの販売が回復し増収となりました。繊維助剤は、海外での販売数量が前期比減少したものの、製

品売価の上昇により増収となりました。紙パルプ用薬剤は、海外での販売はやや伸ばしたものの、国内での販売が振るわず減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比1,266百万円、4.6%減収の26,307百万円となり、セグメント利益は、売上構成の変化等に伴う利益率の改善により前期比309百万円増益の737百万円となりました。

樹脂

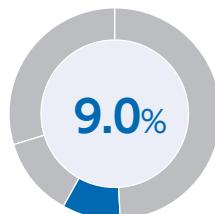
売上高

48億18百万円 (前期比21.5%増)

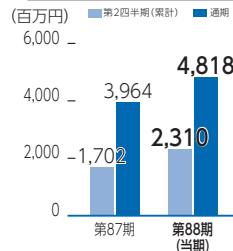
セグメント利益

93百万円

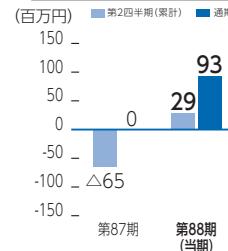
売上高構成比



売上高



セグメント利益



石油樹脂は、原料不足による減産は続いているものの、前期と比べると状況は改善しており、減産幅が縮小したことから増収となりました。合成樹脂は、断熱フォーム用ウレタン樹脂等の需要回復により増収となりました。樹脂エマルジョンは、販売数量は減少したものの製品売価の上昇により増

収となりました。アクリレートは、国内・海外ともに需要がやや回復し増収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比854百万円、21.5%増収の4,818百万円となり、セグメント利益は、前期比93百万円増益の93百万円となりました。

化成品

売上高

65億74百万円 (前期比10.8%増) 

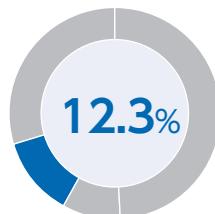
セグメント利益

79百万円



合成ゴム・ABS樹脂用ロジン系乳重合剤は、国内・海外ともに需要がやや回復し増収となりました。石油添加剤は、海外向けの販売が伸長し増収となりました。金属加工油剤は、水溶性切削油剤等の需要回復により増収となりました。

売上高構成比



売上高



セグメント利益



その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比639百万円、10.8%増収の6,574百万円となり、セグメント利益は、前期比69百万円増益の79百万円となりました。

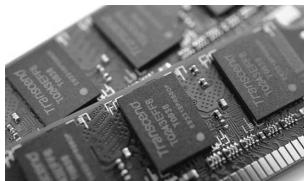
スペシャリティケミカル

売上高

157億68百万円 (前期比21.3%増) 

セグメント利益

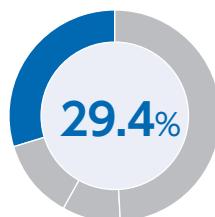
9億54百万円



溶剤は、販売数量は前期比やや減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。電子情報産業用の微細加工用樹脂は、半導体市況の回復に伴い大幅な増収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上

売上高構成比



売上高



セグメント利益



高は、前期比2,771百万円、21.3%増収の15,768百万円となり、セグメント利益は、前期比546百万円増益の954百万円となりました。

〈その他〉売上高 **1億44百万円** (売上高構成比0.2%)
セグメント利益 **9百万円**

* 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。
* セグメント利益は、連結損益計算書計上額の営業利益と調整（当連結会計年度は△58百万円）を行っております。
* セグメント利益の調整額△58百万円には、棚卸資産の調整額△100百万円等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、リースを含め、23億94百万円であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 千葉工場 危険物冷蔵倉庫建設工事

当社 千葉工場 電子材料用先端樹脂製造設備導入

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

当社 千葉工場 電子材料用樹脂製造設備増設工事

当社 千葉工場 新第一変電室建設工事

東邦化学（上海）有限公司 第3期生産設備等増設工事

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期)	第88期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	49,887	55,361	50,596	53,613
営業利益 (百万円)	1,345	1,384	771	1,815
売上高営業利益率 (%)	2.7	2.5	1.5	3.4
経常利益 (百万円)	1,933	1,179	743	1,753
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,395	977	546	1,543
1株当たり当期純利益 (円)	65.43	46.31	25.99	73.42
総資産 (百万円)	66,489	67,951	69,936	67,862
純資産 (百万円)	16,907	17,765	19,160	21,077
1株当たり純資産額 (円)	788.43	841.15	907.50	998.18
自己資本比率 (%)	25.3	26.0	27.3	30.9
ROE (%)	8.8	5.7	3.0	7.7

(注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
近代化学工業株式会社	120百万円	100%	界面活性剤の製造
株式会社横須賀環境技術センター	10百万円	100%	環境調査測定・分析業務
懷集東邦化学有限公司	590万米ドル	91.63%	化成品の製造・販売
東邦化質貿易(上海)有限公司	100百万円	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティーカーミカル等の販売
東邦化学(上海)有限公司	9,676万米ドル	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティーカーミカル等の製造

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当はありません。

(4) 対処すべき課題

1. 「TOHO Step Up Plan 2024」(前中計)を振り返って

当社グループでは、2024年度(2025年3月期)を最終年度とした「TOHO Step Up Plan 2024」(以下「前中計」という。)を終了しました。

最重要課題として「収益性重視の経営の推進」、「電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ」、「東邦化学(上海)有限公司を成長軌道に乗せる」の3つを掲げた他、その他の重要課題として「脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化」、「最適生産体制の一層の強化」、「研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速」、「スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る」を掲げ、取り組みました。

また、最終年度の数値目標を次のとおり設定いたしました。

<数値目標>

「TOHO Step Up Plan 2024」の計画及び実績(連結ベース)

	2025年3月期 (2024年度) 計画	2023年3月期 (2022年度) 実績	2024年3月期 (2023年度) 実績	2025年3月期 (2024年度) 実績
売上高	600億円	553億円	505億円	536億円
営業利益	30億円	13.8億円	7.7億円	18.1億円
売上高営業利益率	5.0%	2.5%	1.5%	3.4%
純資産額	205億円	177億円	191億円	210億円
自己資本比率	28.0%	26.0%	27.3%	30.9%
ROE	10%以上	5.7%	3.0%	7.7%
1株当たり配当額	20円	15円	17円	20円

数値目標につきましては、売上高、営業利益及び売上高営業利益率が大幅な計画未達となりました。計画未達の大いなる要因としては、中国の景気停滞により、新興国企業が日本市場等に対する安価品での攻勢を強めるなど、競争環境が激化したことや、2023年の半導体不況の影響によって電子情報材料事業の拡大が計画比で遅れたことが挙げられます。特に2023年度は半導体不況の影響が大きく、加えて主原料の値上がり等の様々なマイナス要因が重なり、業績は大きく落ち込みました。しかしながら、2024年度は、製品売価の値上げ等の採算改善努力や半導体市況の回復により、計画未達ではあるものの、増益に転じることができました。また、計画に掲げた課題に取り組むことにより、今後の成長に向けた基盤の構築については大きく前進いたしました。

最重要課題の「収益重視の経営の推進」については、製品別連結営業利益を重視することを標榜し、販売面では採算是正のための製品売価の見直しを進め、生産面では数々の製品で工程見直しなどの合理化によるコスト削減の成果を挙げることができました。しかしながら、採算意識については一層の改善の余地があると考えており、引き続き強化に取り組んでまいります。

「電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ」については、2023年度に半導体不況の影響を大きく受けましたが、その間、生産要員の教育、生産工程の合理化、適正在庫の確保、原材料の安定確保を目的とした冷蔵倉庫の新設など、需要回復時への備えを進めました。その結果、2024年度の需要回復局面では順調に販売が拡大し、当社グループの業績回復に大きく寄与いたしました。当社製品の供給能力増強に対する取引先からの期待に応えるべく、2024年11月に生産設備の増設を決定し、2026年末の完工に向けて準備を進めております。

「東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる」については、2022年度は上海市のロックダウンや近接する他社の爆発火災事故の影響、2023年度は安全規制対応工事による生産の一時停止といった大きなマイナス要因が発生しましたが、2024年度は大きなトラブルもなく、上海拠点（同社と東邦化貿易（上海）有限公司の2社）で4億円を超える営業利益を計上いたしました。中国の景気低迷の長期化は、販売面ではマイナス影響がある一方、原料調達面では需給関係の緩和により原料を安価で調達できるプラス効果があります。同社の原料調達面での優位性や、大型の生産設備を有することによる生産性の高さを活かすため、国内工場からの生産移管を進めております。加圧反応設備はフル稼働になっていることから増設を決定し、2025年内の竣工に向けて準備を進めております。

その他重要課題の「脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化」については、各工場で省エネ活動を推進し、生産の合理化や廃水削減、廃熱の回収・再利用等を進めました。また、当社の重要課題（マテリアリティ）の決定や、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格であるISO45001の取得、GHG排出量削減の数値目標及びスケジュールの設定などを行いました。環境負荷低減製品の開発においては、土木建築用薬剤等の製品開発が進展しております。

「最適生産体制の一層の強化」については、千葉工場における電子情報材料事業のウエイトを高めるための生産移管や、東邦化学（上海）有限公司の活用を拡大するための生産移管など、グループ全体の競争力を高めるための最適生産体制の構築を進めました。品質面・技術面で差別化が難しい汎用製品については、新興国企業からの輸入品との競争激化の対策として、競争力の乏しい汎用製品の生産縮小や収益性の高い製品へのシフトを進めております。また、昨今の人手不足への対応として、生産設備の自動化も進めております。

「研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速」については、当社の強みである多分野・多品種にわたる様々な技術の組み合わせによって課題の解決や新技術の開発を加速すべく、事業所や分野の枠を超えたワーキンググループを適宜組織し、重点テーマに研究エネルギーを集中して、取り組みを進めました。その結果、樹脂エマルジョン関連の新製品の生産技術確立やプラスチック用添加剤関連製品の開発等で成果を得ることができました。また、電子情報材料の先端製品や環境負荷低減製品をはじめとする高機能・高付加価値製品の開発も着実に進捗しております。

「スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る」については、間接部門では新たなシステムの導入やアウトソーシングの活用、生産面では自動運転化の推進や生産合理化による各製品の工程時間短縮など、スリムな人員体制を実現するための省人化への取り組みを進めてまいりました。

また、計画に掲げた課題に加え、2023年2月の当社サーバーに対する不正アクセス発覚以降、情報セキュリティの強化も最重要課題として全力で取り組み、二度と同様の事態を起こさぬよう万全を期しております。

2. 新三ヵ年中期経営計画「TOHO Step Up Plan 2027」

石油化学業界においては、国内のエチレン生産設備の稼働率が、中国の増産の影響で低迷し、集約の検討が進むなど、事業環境の変化はかつてない激しさとなっております。新興国企業の安価品での攻勢による競争激化、国内労働市場のタイト化による採用難や人件費の高騰、金利の上昇、保護主義色を強める米国の政策動向など、厳しい条件が重なる中で持続的な企業価値向上を果たすためには、環境の変化に柔軟かつ機敏に対応し、グローバルベースでの競争力をこれまでにないスピードで強化する必要があると考えております。このような考えに基づき、当社が進むべき方向性を全社員が改めて共有し、全社のベクトルの統一を図るため、「経営理念」、「目指す企業のイメージ」、「経営方針」や「事業ポートフォリオ基本方針」等の各種方針の見直しを実施いたしました。そして、これら経営理念や各種方針、重要課題（マテリアリティ）等を加味し、新たな中期経営計画「TOHO Step Up Plan 2027」（以下「本中計」という。）を策定いたしました。

本中計（2025年度～2027年度）の数値目標及び重要課題は以下のとおりです。

(1) 数値目標

「TOHO Step Up Plan 2027」最終年度（2028年3月期）の数値目標（連結ベース）

	2028年3月期 計 画	2025年3月期 実 績
売上高	600億円	536億円
営業利益	30億円	18.1億円
売上高営業利益率	5.0%	3.4%
純資産額	230億円	210億円
自己資本比率	32.0%	30.9%
ROE	8.0%	7.7%
1株当たり配当額	30円	20円

(2) 最重要課題

①電子情報材料事業の拡大・中核事業化

- ・同事業への経営資源の集中的投入による事業拡大スピードの加速
- ・既存製品の生産合理化・コストダウン、先端製品の開発等による競争力の更なる向上
- ・同事業の成長によりスペシャリティケミカルセグメントの営業利益15億円の達成

②東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せ、海外市場開拓の取り組みを強化

- ・現在フル稼働の生産設備（加圧反応釜）の増設と既存設備の生産余力活用による売上・利益拡大
- ・同社の強みを活かすための国内工場からの生産移管の更なる推進
- ・東邦化貿易（上海）有限公司と一体となり海外市場開拓を加速
- ・上海拠点（東邦化学（上海）有限公司と東邦化貿易（上海）有限公司の2社）の営業利益5億円の達成

③高機能・高付加価値製品の開発を加速

- ・差別化できるテーマに研究開発エネルギーを重点配分
- ・電子情報材料の先端製品や環境負荷低減製品などの高機能・高付加価値製品の開発加速
- ・海外市場開拓に向けた製品開発の推進

④最適生産体制構築による生産性改善と業務効率化

- ・大型設備を擁し生産性が高い東邦化学（上海）有限公司と鹿島工場を最大限に活用
- ・最適生産体制の一層の強化と生産合理化施策の深掘り
- ・生産設備の自動運転化、DX及びIT活用を更に進め、業務効率を改善

⑤資本効率・財務体質・PBRの改善

- ・最重要課題①～④による収益及び資産回転率の改善
- ・在庫水準の見直し、売上債権の回収期間見直し、政策保有株式の見直し等、使用総資産のスリム化
- ・既存設備の有効活用により新規設備投資は抑制
- ・株主還元の一層の充実化、当社の成長戦略等の積極的な情報発信

(3) その他の重要課題

①人的資本強化の取り組み推進

- ・経営方針に掲げた「社員と共に歩む企業作り」に向け、人的資本重視の経営、風通しの良い職場づくり、チャレンジを促す経営を推進
- ・働き方改革や労働環境改善を進め、社員のエンゲージメント向上を促進
- ・経営方針に掲げた「利益性、生産性、効率（設備・人材）、スピード」に高い意識を持つ人材を育成し、企業の成長と従業員の幸福を両立

②脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化

- ・国内のScope1+2は、2030年度までにGHG排出量を2013年度対比35%削減

- ・国内のScope3は、排出量において最も大きな割合を占めるCategory1（原料）を削減
- ・国外は、各地域の規制や市場動向に合わせて目標を設定

本中計の最終年度である2027年度（2028年3月期）は当社の創業90周年にあたります。創業80周年の2017年度には連結営業利益で過去最高の約24億円を計上しましたが、創業90周年ではこれを上回る連結営業利益30億円の達成を計画しております。更に創業100周年を視野に入れ、本中計最終年度の3年後の2030年度には連結営業利益45億円を数値目標に掲げ、持続的な成長に向けて企業基盤を一層強化し、更なる成長加速を目指してまいります。

本中計で掲げた計画の達成及び重要課題への対応に向け全社員の総力を挙げて取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、化学工業製品事業として、界面活性剤、樹脂、化成品、スペシャリティーケミカル等の製造・販売を主たる業務としております。

製品分野	主要な製品
界面活性剤	香粧原料、プラスチック用添加剤、土木建築用薬剤、紙パルプ用薬剤、農薬助剤、繊維助剤等
樹脂	合成樹脂、石油樹脂、樹脂エマルジョン、アクリレート等
化成品	ロジン系乳化重合剤、石油添加剤、金属加工油剤等
スペシャリティーケミカル	溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂等

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

企業名	事業所名		所在地
東邦化学工業株式会社	本社		東京都中央区
	支店	大阪 名古屋	大阪市中央区 名古屋市中区
	工場	追分 千代田 四日市 鹿島	神奈川県横須賀市 千葉県袖ヶ浦市 三重県四日市市 茨城県神栖市
近代化学工業株式会社	本社		大阪市東淀川区
懐集東邦化学有限公司	本社		中国広東省肇慶市
東邦化貿易(上海)有限公司	本社		中国上海市
東邦化学(上海)有限公司	本社		中国上海市

(注) 大阪支店は、2025年3月10日付で、大阪市中央区南船場一丁目17番9号から大阪市中央区淡路町一丁目7番3号に移転しております。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
界面活性剤	410名	△11名
樹脂	77名	4名
化成製品	127名	△3名
スペシャリティーケミカル	213名	6名
その他	8名	0名
全社(共通)	31名	2名
合計	866名	△2名

(注) 従業員数には、嘱託等(46名)を含めておりません。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
672名	△5名	40.6歳	16.8年

(注) 従業員数には、嘱託等(35名)を含めておりません。

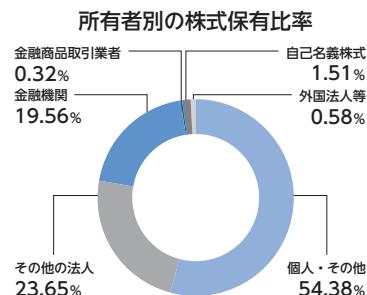
(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,693百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,309百万円
株式会社みずほ銀行	3,708百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,350,000株 (自己株式322,015株を含む)
- ③ 株主数 10,868名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
東邦化学工業取引会社持株会	3,500千株	16.64%
中崎龍雄	2,528千株	12.02%
株式会社日本カスタディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,240千株	5.89%
三井物産株式会社	1,233千株	5.86%
株式会社三井住友銀行	1,051千株	4.99%
東邦化学工業従業員持株会	959千株	4.56%
三井住友信託銀行株式会社	675千株	3.21%
三井住友海上火災保険株式会社	430千株	2.04%
東京応化工業株式会社	428千株	2.03%
阪和興業株式会社	320千株	1.52%

(注) 持株比率は自己株式 (322,015株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	中崎 龍雄	内部監査室担当、経営企画本部長
常務取締役	永岡 幹人	事業本部長 兼 香粧原料事業部長 兼 大阪支店長、東邦化貿易（上海）有限公司董事長、東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長
常務取締役	脇田 雅元	購買部門担当、生産本部長
取締役	中野 憲一	研究開発本部副本部長 兼 追浜研究所長
取締役	下田 晴久	事業本部副本部長 兼 スペシャルティークミカルズ事業部長
取締役	池田 亮	研究開発本部副本部長 兼 千葉研究所長
取締役	川崎 正一	経理本部長 兼 情報管理本部長
取締役	越坂 誠一	生産本部副本部長 兼 千葉工場長、東邦化学（上海）有限公司董事長
取締役	綾部 収治	株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）
取締役	川越 弘三	
常勤監査役	田中 祥雄	
常勤監査役	関 貴志	
監査役	三浦 芳美	

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において、新たに越坂誠一氏は取締役に選任され就任いたしました。
2. 2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において、新たに関貴志氏は監査役に選任され就任いたしました。
3. 取締役綾部収治氏及び川越弘三氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役関貴志氏及び監査役三浦芳美氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 常勤監査役関貴志氏及び監査役三浦芳美氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役江藤俊幸氏は、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
7. 常勤監査役越智英隆氏は、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
8. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当		異動年月日
	変更後	変更前	
川崎 正一	取締役 IR部門担当 経理本部長 兼 情報管理本部長	取締役 経理本部長 兼 情報管理本部長	2025年4月25日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、常務取締役以上の取締役、社外取締役及び社外監査役(1名)からなる役員人事諮問委員会において、取締役の報酬決定基準と業績加算及び同減算の方法に関する方針案を策定し、これを取締役会で決定しております。

その概要は下記のとおりです。

(イ) 取締役の報酬基準額を役職ごとに定め、2020年7月以降適用する。

(ロ) 社外取締役を除く取締役について、業績加算部分と新たに設け、第84期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業年度の業績評価より実施する。役職ごとに加算比率の上限を設定し、取締役ごとに当社業績、担当部門・部署の業績並びに業績への貢献度を基に加算比率を決定し、報酬基準額に加算比率を乗じて業績加算額を算出する。併せて、役職ごとに減算比率の上限を設定し、会社業績が著しく悪化した場合は、取締役ごとに減算比率を決定し、報酬基準額に減算比率を乗じた額を報酬基準額から減算する。具体的な評価基準の概要は次のとおり。

- a.業績等の達成度合いに応じて7ランクの評価基準を設け、ランク別、役職別に業績加算比率、同減算比率を設定。
- b.まず、会社全体の評価ランクを、中期経営計画の数値目標と重要課題の達成状況を中心に、年度計画の達成状況、及び市場環境も加味した総合的な評価により決定する。
- c.各役員の評価ランク案は、代表取締役が策定する。評価にあたっては、各役員の中期経営計画や年度計画の達成状況への貢献度に応じ、会社全体の評価ランクにランクアップ・ダウンの調整を行う。但し、代表取締役の評価ランクは、原則会社全体の評価ランクを適用する。
- d.代表取締役は、策定した評価案を役員人事諮問委員会において協議の上、取締役会に諮り承認を得る。

(ハ) 報酬の時期及び支払方法は、株主総会終了後の毎年7月より固定報酬に前年度分の業績連動報酬分を加味し、年間報酬額の1/12を月例の新報酬として支給する。

(ニ) 役員報酬に係る決定方針において定めた内容とは別に、業績の著しい悪化又はその恐れや重大事故の発生あるいは重大なコンプライアンス違反等、取締役の報酬等の支給期間中であっても見直しが必要と判断されるような事由に該当する場合は、その対応について取締役会にて審議し決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の第51回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内)と決議されており、また、監査役の報酬限度額は、月額4百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内)と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等については、常務取締役以上の取締役、社外取締役及び社外監査役(1名)からなる役員人事諮問委員会において、株主総会決議による報酬総額の限度内で、役職ごとの報酬基準額をもとに経営の内容や業績、担当部門の成績、経済情勢等を考慮した役員報酬案を作成し、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当該事項はございません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬			賞 与	非金銭報酬等	
		固定部分	業績連 動部分	小 計			
取締役	84	84	—	84	—	—	11
うち社外取締役	(14)	(14)	—	(14)	—	—	(2)
監査役	34	34	—	34	—	—	4
うち社外監査役	(19)	(19)	—	(19)	—	—	(3)
合計	118	118	—	118	—	—	15
うち社外役員	(33)	(33)	—	(33)	—	—	(5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬については上記イ.に記載のとおりです。業績連動報酬は中期経営計画に定めた数値目標や重要課題の進捗状況及び年度計画の達成状況を総合的に評価しており、特に本業の成績を表す連結営業利益を業績連動報酬の算定にかかる重要な業績指標として選定しております。選定の理由は中期経営計画の数値目標及び年度計画の達成が更なる企業価値向上につながり、取締役に対する適切なインセンティブとなることが期待されるためです。業績加算部分の評価対象となる中期経営計画「TOHO Step Up Plan 2024」(2022年4月～2025年3月、以下「前中計」という。)の重要課題の進捗状況については第87回定時株主総会招集ご通知22～25頁に記載しております (<https://toho-chem.co.jp>)。また、中計の数値目標及び第87期業績については以下に記載のとおりです。なお、上記決定方針に従って算定した結果、第88期における業績加算部分の報酬はございませんでした。
3. 非金銭報酬等はありません。

<前中計最終年度(2025年3月期)の計画及び第87期実績(2024年3月期)> (連結ベース)

	2025年3月期計画	2024年3月期実績
売上高	600億円	505億円
営業利益	30億円	7.7億円
売上高営業利益率	5.0%	1.5%
純資産額	205億円	191億円
自己資本比率	28.0%	27.3%
ROE	10%以上	3.0%
1株当たり配当額	20円	17円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役綾部収治氏は、株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 綾部 収治	16回／16回	100%	－	－
取締役 川越 弘三	16回／16回	100%	－	－
監査役 関 貴志	13回／13回	100%	10回／10回	100%
監査役 三浦 芳美	16回／16回	100%	14回／14回	100%

(注) 監査役関貴志氏は、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況等

綾部収治、川越弘三の両氏は社外取締役として、関貴志、三浦芳美の両氏は社外監査役として、主に外部企業経験の見地からの質問や意見を述べるなど、取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において関貴志、三浦芳美の両氏は、これまでの経験も踏まえ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を随時行っております。

(ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	綾部 収治	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外取締役	川越 弘三	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、当該事業年度の監査計画の監査日数、監査チーム体制等に基づき提示された会計監査人の報酬金額について、前事業年度との比較、監査内容の変更点等を勘案した結果、妥当であると判断いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

1. コーポレートガバナンス体制

当社は、会社法、コーポレートガバナンス・コードなど、昨今の社会的要請を踏まえて、当社及びグループ各社のコーポレートガバナンス体制の整備を図る。

- (1) 当社取締役及び監査役は、常務以上の取締役、社外取締役及び社外監査役(1名)で構成する役員人事諮問委員会が、取締役会が決議した役員選定基準に基づき、その職務・職責を果たすに相応しい資質を有する候補者を選定し、取締役会での審議(監査役は監査役会の同意が前提)を経て、株主総会決議で承認される体制である。
- (2) 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則に基づき、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況について報告を受け、重要な経営判断について審議し決定する。
- (3) 当社取締役会は、複数の社外取締役(独立役員)を選任することにより、取締役の職務執行状況の監視・監督機能の強化を図り、意思決定の透明性・客観性を確保する。
- (4) 当社監査役は、法令・定款・監査役会規則に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (5) 当社監査役会は、過半数を社外監査役(独立役員)で構成しており、公正・公平な視点で監査を行う体制である。
- (6) 当社取締役会は、毎期、当社及びグループ各社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、職務を遂行する上で遵守すべき基本的事項をCSR憲章、人権方針、行動規範などで明確化し、当社及びグループ各社の従業員にその周知徹底を図る。
- (2) 当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を図る。
- (3) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が内部統制上の不備やコンプライアンス違反行為、ハラスメント等を発見したときに通報・相談できる窓口として、通常の報告ルートとは別に、ヘルプラインを設置する。
- (4) 当社及びグループ各社は、行動規範の中で反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を定めており、その周知徹底を図るとともに、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令・定款・取締役会規則・稟議規程・情報管理規程等に基づき、取締役会議事録・稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社は、これら情報を保存及び管理する体制を適時見直し、改善を図る。

4. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等を整備する。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社の損失の危険を横断的に管理する組織として、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社各部門が毎期設定する損失の危険等に対処する課題の進捗状況を管理することで、その着実な運用を図る。

5. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月定時取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- (2) 当社取締役会は、執行役員規程に基づき執行役員を選任する。業務執行取締役及び執行役員は、執行役員会を原則として月2回開催し、取締役会における決議・報告事項の周知並びに業務執行に係る連絡・討議を行う。
- (3) 当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- (4) 当社各部門及びグループ各社は、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社は、経営・事業目標の効率的な達成を図るため、部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議、事業分野別の分野会議を半期ごとに開催する。

6. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の取締役（董事）や監査役（監事）に、当社役員又は従業員を派遣することで、グループ各社の管理体制の強化を図る。
- (2) 当社は、関連子会社管理規程に基づき、当社各部門の役割やグループ各社への支援体制を明確化し、当社及びグループ各社の業務の適正を確保する。
- (3) 当社は、組織並びに業務分掌規程に基づき、当社当該部門が総務・経理・情報管理などの専門性が高い業務について、グループ各社を支援・助言する体制である。
- (4) 当社は、グループ各社の重要な決定事項を、当社取締役会の承認事項・報告事項と定めている。
- (5) 当社は、当社グループ会社間の取引を行うに当たって、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- (6) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

8. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項を決定する場合には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを役員及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (2) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、法令・定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、リスク管理規程に基づき、同委員会及び事務局が把握したリスク情報を監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (5) 当社及びグループ各社の役員及び従業員が、経営層が関与する不正やその他不適切な行為を知ったとき、或いはその疑いを持ったときは、内部監査室或いは監査役に報告する。なお、内部監査室が報告を受けたときは、直ちに監査役に報告する。

10. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の役員・従業員等が、監査役に相談・報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (2) 当社は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこと、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じること、さらに通報者に不利益な取り扱いが行われた場合は同行為を行った関係者を処分することをヘルプライン規程に定めるとともに、当社及びグループ各社の役員・従業員等に周知徹底する。

11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- (2) 当社は、前号以外で監査役が特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会・全社会議・コンプライアンス・リスク管理委員会及びグループ各社の取締役会（董事会）等の会議へ出席し、重要な意思決定の過程を監査する。
- (2) 当社監査役は、当社各拠点やグループ各社の往査を行い、当社及びグループ各社の取締役の職務の執行状況を監査する。
- (3) 当社監査役は、稟議書等の決裁書類やその他重要な報告書等を閲覧することができる。
- (4) 当社監査役は、代表取締役社長・内部監査室・会計監査人と定期的に意見交換する機会を設ける。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、情報基本方針・行動規範で、企業情報の適時・適切な開示の重要性を明確化しており、信頼性ある財務報告の重要性を役員及び従業員共通の認識としている。
- (2) 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- (3) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価する。その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会・取締役会・監査役会に報告し、是正を図る体制である。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当期は、12回の定時取締役会、4回の臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、当社及び各子会社の職務執行状況について報告を受けております。取締役会には、2名の社外取締役、3名の監査役が出席しており、意思決定の透明性・客観性を確保するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 当期は、コンプライアンス・リスク管理委員会を4回、委員会事務局会を12回開催し、子会社を含めた企業集団のリスク情報を共有し対応を図っております。委員会及び事務局会には、常勤監査役も出席しており、その執行状況を監査しております。
- ③ 各子会社を所管する部門は、「組織並びに業務分掌規程」で明確化しており、「関連子会社管理規程」に基づき管理しております。
- ④ 当社各部門は、「内部統制システム構築の基本方針」への対応として、所管する子会社への対応を含めた課題を每期設定し、その進捗状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、每期コンプライアンス・リスク管理委員会が定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に基づき、当社グループの内部統制の整備状況及び運用状況を評価しております。評価結果は、適時コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	36,943
現金及び預金	5,900
受取手形	2,327
売掛金	11,428
商品及び製品	12,636
原材料及び貯蔵品	4,048
その他	604
貸倒引当金	△2
固定資産	30,919
有形固定資産	
建物及び構築物	13,624
機械装置及び運搬具	4,827
土地	3,145
リース資産	1,703
建設仮勘定	585
その他	570
無形固定資産	
投資その他の資産	5,395
投資有価証券	3,730
繰延税金資産	1,350
その他	323
貸倒引当金	△9
資産合計	67,862

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	23,777
支払手形及び買掛金	8,353
短期借入金	10,302
1年内償還予定の社債	800
リース債務	296
未払法人税等	425
契約負債	4
賞与引当金	639
その他	2,956
固定負債	23,007
社債	900
長期借入金	14,780
リース債務	1,503
退職給付に係る負債	5,722
資産除去債務	77
その他	23
負債合計	46,785
(純資産の部)	
株主資本	15,877
資本金	1,755
資本剰余金	896
利益剰余金	13,389
自己株式	△163
その他の包括利益累計額	5,112
その他有価証券評価差額金	1,973
為替換算調整勘定	2,910
退職給付に係る調整累計額	227
非支配株主持分	87
純資産合計	21,077
負債純資産合計	67,862

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	53,613
売上原価	45,438
売上総利益	8,174
販売費及び一般管理費	6,359
営業利益	1,815
営業外収益	436
受取利息	15
受取配当金	127
為替差益	101
受取保険金	36
物品売却益	76
その他	79
営業外費用	498
支払利息	386
手形売却損	39
その他	72
経常利益	1,753
特別利益	280
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	278
特別損失	61
固定資産廃棄損	52
投資有価証券売却損	8
税金等調整前当期純利益	1,972
法人税、住民税及び事業税	567
法人税等調整額	△142
当期純利益	1,546
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,543

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,755	896	12,202	△163	14,691
当期変動額					
剰余金の配当			△357		△357
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,543		1,543
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,186	△0	1,186
当期末残高	1,755	896	13,389	△163	15,877

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	2,662	2,100	△371	4,391	77	19,160
当期変動額						
剰余金の配当						△357
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,543
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△688	810	598	720	9	730
当期変動額合計	△688	810	598	720	9	1,916
当期末残高	1,973	2,910	227	5,112	87	21,077

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	近代化学工業株式会社 株式会社横須賀環境技術センター 懷集東邦化学有限公司 東邦化貿易（上海）有限公司 東邦化学（上海）有限公司

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	2社
非連結子会社の名称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

会 社 の 名 称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司
-----------	---

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司の決算日は12月31日で、その他2社の決算日は当社と同一であります。懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司については、同社決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

ロ. 棚 卸 資 産

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リ ー ス 資 産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティケミカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産評価損（売上原価）	472

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価を行うに当たっては、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて保有している棚卸資産については滞留棚卸資産とみなして、滞留期間に応じて簿価を切り下げております。

② 主要な仮定

正味売却価額は、通常の事業過程における見積売価から見積販売費用及び見積原価を控除した額です。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における実績売価を使用しております。また、滞留棚卸資産の簿価切り下げについては、過去の滞留期間を参考に一定の市場価値の低下を見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

評価損の見積りに当たっては、出荷実績や評価時点での入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化した場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,350

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異等のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、原料価格、製品の販売数量及び販売価格であります。原料価格の予測は主に市場動向を、製品の販売数量及び販売価格は主に需要予測を基に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である原料価格、製品の販売数量及び販売価格は、将来の不確実性を伴うため、当該仮定に変動が生じ、課税所得の見積額が変動した場合は、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建物及び構築物	10,191百万円
機械装置及び運搬具	2,822百万円
土 地	3,074百万円
そ 他	452百万円
担保に係る債務の金額	16,531百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	46,211百万円
3. 受取手形の割引高	1,090百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	21,350,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	357百万円	17円	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	420百万円	20円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入及び社債（私募債）による方針であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、売掛債権管理制度に従い、1年ごとに主な取引先の信用状況のモニタリングを行い、リスク管理を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は長期運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。変動金利借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち、長期借入金の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、社債については、すべて固定金利での調達であり、金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「4. 会計方針に関する事項（4）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に作成する資金繰計画表等に基づき、適切な手許流動性を維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	3,713	3,713	－
資産 計	3,713	3,713	－
(2) 長期借入金（※1）	21,299	20,834	△464
(3) 社債（※2）	1,700	1,675	△24
負債 計	22,999	22,509	△489
(4) デリバティブ取引	－	－	－

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(※2) 1年内償還予定の社債を含みます。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,713	－	－	3,713
資産計	3,713	－	－	3,713

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	20,834	－	20,834
社債	－	1,675	－	1,675
負債計	－	22,509	－	22,509

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

社債

これらの時価は、私募債につき市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「長期借入金」参照）。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	界面 活性剤	樹脂	化成品	スペシャリテ ィーケミカル	計		
売上高							
日本	21,688	3,858	3,463	15,328	44,339	81	44,421
アジア	4,265	959	2,132	365	7,722	58	7,781
その他	353	0	978	73	1,406	4	1,410
顧客との契約から 生じる収益	26,307	4,818	6,574	15,768	53,469	144	53,613

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。

2. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

契約負債は、主に、引き渡し時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5百万円でありま

す。
過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 998円18銭

1株当たり当期純利益 73円42銭

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	30,673
現金及び預金	3,175
受取手形	2,006
売掛金	10,762
商品及び製品	10,641
原材料及び貯蔵品	3,645
前払費用	256
その他	187
貸倒引当金	△1
固定資産	32,326
有形固定資産	19,090
建物	3,070
構築物	7,523
機械及び装置	2,874
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	520
土地	2,940
リース資産	1,677
建設仮勘定	480
無形固定資産	303
ソフトウェア	237
リース資産	56
その他	9
投資その他の資産	12,932
投資有価証券	3,713
関係会社株式	120
関係会社出資金	7,753
繰延税金資産	1,216
その他	137
貸倒引当金	△9
資産合計	63,000

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	23,462
支払手形	1,934
買掛金	6,941
短期借入金	3,416
1年内償還予定の社債	800
1年内返済予定の長期借入金	6,479
リース債務	296
未払金	543
未払費用	1,592
未払法人税等	377
契約負債	5
賞与引当金	552
その他	523
固定負債	23,016
社債	900
長期借入金	14,736
リース債務	1,503
退職給付引当金	5,781
長期未払金	23
資産除去債務	71
負債合計	46,478
(純資産の部)	
株主資本	14,548
資本金	1,755
資本剰余金	896
資本準備金	896
利益剰余金	12,060
利益準備金	372
その他利益剰余金	11,687
配当準備積立金	50
別途積立金	1,484
繰越利益剰余金	10,153
自己株式	△163
評価・換算差額等	1,972
その他有価証券評価差額金	1,972
純資産合計	16,521
負債純資産合計	63,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	49,604
売上原価	43,076
売上総利益	6,528
販売費及び一般管理費	5,394
営業利益	1,133
営業外収益	563
受取利息及び受取配当金	267
為替差益	99
物品売却益	68
その他	127
営業外費用	472
支払利息	361
手形売却損	39
その他	70
経常利益	1,224
特別利益	278
投資有価証券売却益	278
特別損失	60
固定資産廃棄損	51
投資有価証券売却損	8
税引前当期純利益	1,442
法人税、住民税及び事業税	392
法人税等調整額	△142
当期純利益	1,192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資 準 備 金	本 金 合 計	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 計
							配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,755	896	896	372	50	1,484	9,318	11,225	△163	13,713		
当期変動額												
剰余金の配当							△357	△357		△357		
当期純利益							1,192	1,192		1,192		
自己株式の取得									△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	834	834	△0	834		
当期末残高	1,755	896	896	372	50	1,484	10,153	12,060	△163	14,548		

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	2,662	2,662	16,375
当期変動額			
剰余金の配当			△357
当期純利益			1,192
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△689	△689	△689
当期変動額合計	△689	△689	145
当期末残高	1,972	1,972	16,521

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	10年～50年				
構	築	物	6年～30年			
機	械	及	び	装	置	8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティケミカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
棚卸資産評価損（売上原価）	395

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	1,216

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建 物	2,902百万円
構 築 物	7,241百万円
機 械 及 び 装 置	2,691百万円
工 具 、 器 具 及 び 備 品	452百万円
土 地	2,838百万円
担保に係る債務の金額	16,448百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	37,537百万円
3. 偶 発 債 務	
他の会社の金融機関等からの借入債務等に対する保証	
懷集東邦化学有限公司（借入債務）	227百万円
	(11百万人民元)
東邦化学（上海）有限公司（借入債務）	417百万円
	(20百万人民元)
4. 受取手形の割引高	1,090百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	228百万円
短期金銭債務	1,439百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	432百万円
2. 関係会社からの仕入高	7,737百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	40百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	185百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数	普通株式	322,015株
---------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	167百万円
未払事業税	28百万円
退職給付引当金	1,804百万円
長期未払金	7百万円
関係会社出資金評価損	342百万円
その他	227百万円
繰延税金資産小計	2,578百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△470百万円
繰延税金資産合計	2,108百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△885百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△891百万円
繰延税金資産の純額	1,216百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	近代化学工業(株)	120 百万円	界面活性剤の製造	(所有) 直接 100%	5名	商品・製品の販売及び仕入	(※1) 商品の購入	2,292 百万円	買掛金	842 百万円
子会社	懷集東邦化学有限公司	590 万米ドル	化成品の製造・販売	(所有) 直接 91.63%	2名	商品・製品の販売及び仕入 債務保証	(※2) 債務の保証	227 百万円 (11百万 人民元)	—	—
子会社	東邦化学(上海)有限公司	9,676 万米ドル	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシヤリティーケミカル等の製造	(所有) 直接 100%	4名	商品・製品の販売及び仕入 資金の援助 債務保証	(※2) 債務の保証	417 百万円 (20百万 人民元)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 商品の購入については、市場価格を参考に決定しております。

(※2) 懷集東邦化学有限公司及び東邦化学(上海)有限公司の金融機関の借入残高につき、当社が債務保証を行っており、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。なお、期末借入残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	785円68銭
1株当たり当期純利益	56円71銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤正広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監査及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤正広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

東邦化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田中祥雄 印

常勤監査役
(社外監査役) 関貴志 印

社外監査役 三浦芳美 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ベルサール東京日本橋 D・E会議室
東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）



交通

日本橋駅 (銀座線・東西線・浅草線) B6出口 直結
東京駅 (JR線・丸の内線) 八重洲北口 徒歩6分
三越前駅 (銀座線・半蔵門線) B6出口 徒歩3分

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。